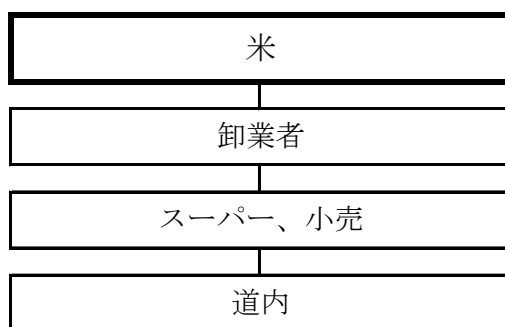
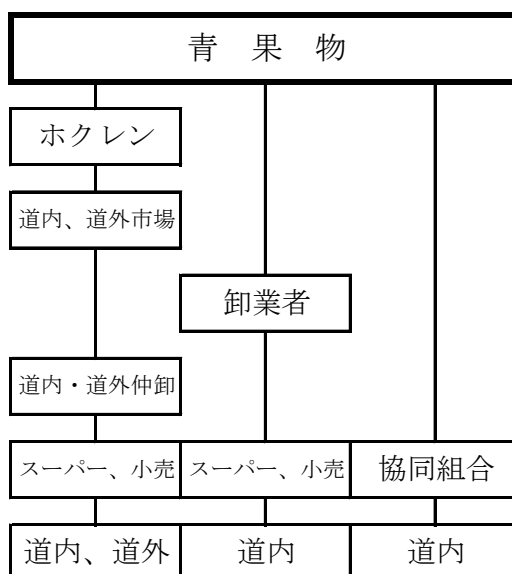


資料 2－8－2 4 農産物の出荷ルート

(古平町)



(古平町)



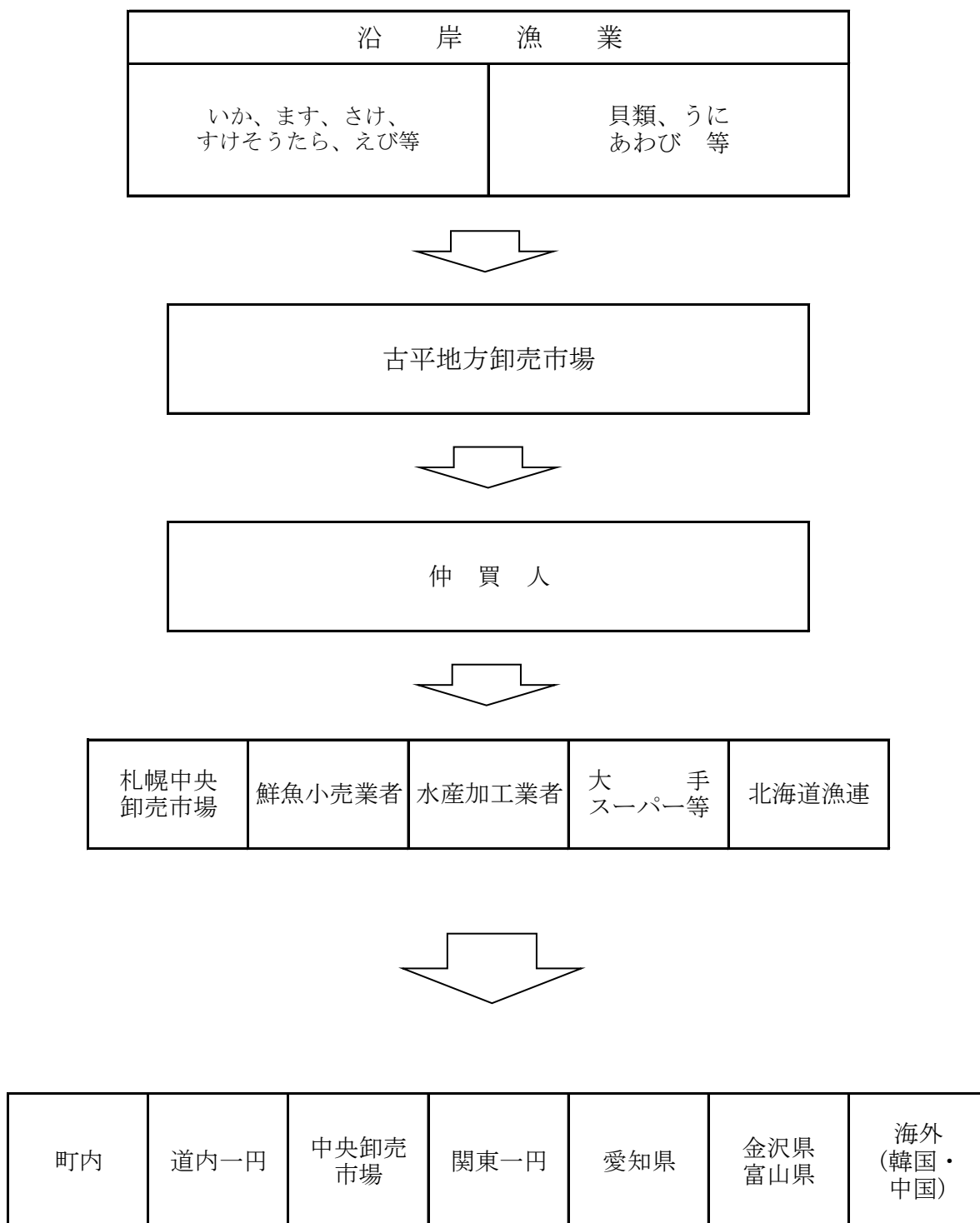
資料 2－8－2 5 沿岸漁業の漁獲量

平成31年 町村調べ

町 村 名	漁協名	漁獲物 項目	さけ ます	すけそうだら たら	かれい ひらめ	ほっけ さば	いかなご その他魚類	いか たこ	うに なまこ	貝類	海藻類	その他	
古 平 町	東しゃこたん 漁業協同組合 [本所]	漁 法	定置網 小定置網 刺し網	刺し網	刺し網	刺し網	敷き網 (にしん)	いか釣 小定置網 たこ空釣り縄 たこ箱	ウニ採取 なまこ採取	採貝		エビかご	かに籠 刺し網
		経営体数	34	28	30	24	12	42	24	20		2	35
		漁獲量 (t)	95.9	1337.9	345.2	760.2	120.1	850.6	9.4	0.2		43.3	8

資料 2-8-26 水産物の出荷ルート

(古平町)



資料 2－8－27 気象観測結果

1 地点別、月・年別平年値（統計期間 1981年～2010年）札幌管区気象台調べ

要素		月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年
平均気温 (℃)	寿都		-2.4	-2.1	1.0	6.4	11.0	14.9	18.9	21.1	17.8	11.9	5.3	-0.1	8.6
	共和		-3.4	-3.2	0.2	6.3	11.2	15.5	19.6	21.4	17.1	11.1	4.8	-0.9	8.3
	神恵内		-2.5	-2.2	1.1	6.7	11.3	15.4	19.4	21.6	18.0	12.3	5.6	-0.1	8.9
	余市		-4.0	-3.5	0.0	6.3	11.6	15.9	19.8	21.3	16.7	10.4	3.9	-1.8	8.1
	蘭越		-4.4	-3.9	-0.5	5.3	11.0	15.6	19.5	21.0	16.4	9.9	3.5	-2.0	7.6
	倶知安		-5.7	-5.2	-1.4	4.8	10.7	15.3	19.2	20.7	15.9	9.4	2.8	-3.1	7.0
	美国		-4.2	-3.7	-0.4	5.5	10.9	14.9	19.0	20.5	16.1	10.0	3.5	-2.0	7.5
日最高気温 (℃)	寿都		-0.3	0.1	3.5	10.0	15.1	18.8	22.3	24.5	21.3	15.4	8.3	2.2	11.8
	共和		-0.6	-0.2	3.4	10.3	15.7	19.9	23.7	25.8	22.0	15.6	8.2	1.9	12.2
	神恵内		-0.1	0.2	3.8	10.0	15.1	19.3	23.1	25.4	22.1	15.8	8.6	2.4	12.1
	余市		-0.7	0.0	3.6	10.7	16.7	21.0	24.5	26.1	22.0	15.7	8.0	1.6	12.4
	蘭越		-0.9	-0.2	3.4	10.5	17.0	21.1	24.3	26.0	22.2	15.7	7.8	1.4	12.4
	倶知安		-2.2	-1.3	2.6	9.6	16.3	20.6	23.9	25.4	21.3	14.7	6.7	0.2	11.5
	美国		-1.3	-0.8	2.8	9.6	15.9	19.9	23.4	25.1	21.3	15.0	7.3	1.0	11.7
日最低気温 (℃)	寿都		-4.9	-4.6	-1.8	2.8	7.3	11.8	16.4	18.4	14.3	8.2	2.1	-2.7	5.6
	共和		-6.9	-6.8	-3.6	1.9	6.6	11.4	16.0	17.5	12.4	6.5	1.2	-4.1	4.4
	神恵内		-4.9	-4.6	-1.6	3.6	8.0	12.2	16.6	18.5	14.5	9.0	2.6	-2.7	5.9
	余市		-8.2	-8.1	-4.4	1.3	6.2	10.8	15.5	17.0	11.6	5.1	-0.3	-5.5	3.4
	蘭越		-8.5	-8.4	-5.0	0.1	5.3	10.9	15.6	16.9	11.1	4.5	-0.6	-5.6	3.0
	倶知安		-10.1	-10.0	-6.1	0.0	5.4	10.8	15.6	16.8	10.8	4.0	-1.2	-6.9	2.4
	美国		-7.5	-7.3	-4.3	0.9	5.5	9.7	14.6	16.0	11.2	5.1	-0.4	-5.3	3.2
降水量 (mm)	寿都		112.1	78.0	58.9	57.0	68.4	51.9	88.4	125.7	137.7	136.2	142.3	120.6	1177.1
	共和		63.2	41.5	36.3	45.4	58.7	43.3	87.3	114.0	113.6	112.6	105.8	74.1	904.9
	神恵内		117.3	79.8	62.8	65.1	88.3	57.2	111.5	121.1	139.5	135.3	117.1	104.0	1200.7
	余市		151.3	108.6	86.8	65.2	67.3	44.8	90.1	126.7	151.1	147.6	157.8	156.1	1353.2
	蘭越		118.1	91.7	60.1	60.1	73.2	53.8	95.2	137.6	135.3	123.7	130.7	119.2	1202.8
	倶知安		188.9	133.1	93.1	67.5	75.0	51.8	96.0	141.6	133.6	133.2	176.6	186.8	1477.1
	ニセコ		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	赤井川		152.0	105.1	87.2	67.0	72.9	46.7	93.4	134.0	148.1	148.7	158.6	154.0	1369.4
	美国		220.1	156.9	122.7	95.1	87.7	48.8	105.6	162.6	203.6	201.2	240.7	239.6	1882.0
平均風速 (m/s)	寿都		4.4	4.7	4.4	4.8	4.2	4.2	3.6	3.3	3.7	3.8	4.1	4.7	4.2
	共和		5.1	4.6	4.3	3.8	3.2	2.5	2.2	2.4	2.8	3.5	4.7	5.2	3.7
	神恵内		4.2	3.8	3.5	2.6	2.2	1.8	1.7	2.0	2.6	3.4	4.3	4.5	3.0
	余市		2.1	2.3	2.7	2.9	2.5	1.8	1.6	1.7	1.8	2.0	2.1	2.0	2.1
	蘭越		2.3	2.2	2.2	1.9	1.8	1.6	1.4	1.3	1.3	1.5	2.2	2.4	1.8
	倶知安		2.9	3.0	3.2	3.2	3.5	3.3	3.0	2.7	2.6	2.8	3.1	2.9	3.0
	美国		1.5	1.6	2.0	2.3	2.2	1.5	1.3	1.3	1.4	1.7	1.8	1.5	1.7

注：共和の平年値は、2008年11月の移設の前の観測値も使用して算出した。ニセコの降水量の平年値は、観測期間が短いため平年値を算出していない。

2 地点別、年・月別極値

札幌管区气象台調べ

(1) 日最高気温・日最低気温の極値

統計期間：表下部に記載

要素		月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年
日最高気温	寿都	値 (℃)	12.2	11.2	14.9	27.7	27.9	31.3	33.0	34.0	31.1	25.9	20.6	15.1	34.0
		起年日	1903 24	1967 23	2015 28	1998 21	1996 30	2014 4	1924 20	1904 20	1933 1	1946 3	2003 3	1953 1	1904 8/20
	共和	値 (℃)	9.4	13.6	14.7	24.6	28.0	32.5	32.4	33.6	33.4	25.2	21.2	13.2	33.6
		起年日	2009 23	2010 25	1998 29	2015 27	2014 29	2012 30	1989 25	2016 7	2012 18	2013 2	2003 3	1989 4	2016 8/7
	神恵内	値 (℃)	8.9	12.2	14.4	22.7	25.7	28.1	31.1	32.9	32.2	24.8	19.6	15.0	32.9
		起年日	2009 23	2010 25	1998 29	2002 23	2014 29	2014 29	2000 31	1983 17	2012 18	2006 2	2003 3	2010 3	1983 8/17
	余市	値 (℃)	8.8	12.2	14.1	27.2	29.8	33.5	34.6	34.9	32.0	24.8	21.0	15.0	34.9
		起年日	2009 23	2010 25	2015 28	1998 21	2014 29	2014 5	2000 31	1984 16	2012 18	1978 1	2003 3	2010 3	1984 8/16
	蘭越	値 (℃)	8.7	9.4	14.5	25.2	29.5	32.7	33.7	34.4	31.9	25.6	20.7	13.6	34.4
		起年日	2009 23	1997 25	2014 27	1998 21	1996 30	2014 4	2000 31	1994 7	2012 18	1978 2	2003 2	2014 1	1994 8/7
	倶知安	値 (℃)	8.7	10.4	13.3	23.8	28.9	32.5	34.1	34.4	31.8	23.7	20.0	12.5	34.4
		起年日	2009 23	2010 25	2008 23	1998 22	2016 22	2014 4	2000 31	1999 8	2012 18	1987 5	2003 3	2010 3	1999 8/8
	美国	値 (℃)	8.4	12.0	13.5	25.6	28.6	31.3	33.9	34.1	33.4	25.3	19.9	14.1	34.1
		起年日	2009 23	2010 25	1997 29	1998 21	2015 30	2014 4	2000 31	1985 15	2012 18	2013 7	2003 3	2010 3	1985 8/15
日最低気温	寿都	値 (℃)	-15.7	-15.0	-11.4	-7.7	-1.4	2.7	7.1	10.8	4.8	-3.6	-9.0	-15.0	-15.7
		起年日	1912 3	1893 13	1922 1	1929 3	1887 4	1923 5	1887 3	1956 22	1964 28	1924 29	1887 30	1937 27	1912 1/3
	共和	値 (℃)	-17.8	-17.0	-15.4	-8.7	-0.8	2.7	7.6	10.1	2.9	-1.1	-7.7	-16.4	-17.8
		起年日	1985 25	1991 20	1986 4	1978 1	2002 2	1989 11	2015 8	2004 26	2013 27	2014 22	1998 22	2012 24	1985 1/25
	神恵内	値 (℃)	-13.0	-13.1	-9.6	-3.1	1.1	5.9	9.8	12.7	6.4	0.2	-8.3	-12.2	-13.1
		起年日	1998 7	2010 3	1997 3	2011 4	2003 1	1983 3	2015 8	2014 26	2013 27	2004 27	2016 23	1984 24	2010 2/3
	余市	値 (℃)	-20.4	-21.5	-16.9	-7.0	-1.7	2.7	6.5	8.5	3.0	-2.7	-12.2	-14.7	-21.5
		起年日	1985 25	1978 17	2005 3	1979 5	1983 6	1989 11	1983 2	1993 8	1992 29	1986 20	1998 21	1985 14	1978 2/17
	蘭越	値 (℃)	-24.7	-24.1	-19.2	-10.5	-2.6	2.4	5.5	7.5	1.3	-3.9	-11.9	-20.3	-24.7
		起年日	1985 25	1978 17	2004 4	1978 1	2016 2	2003 7	1979 6	1979 25	1980 27	2014 23	2008 26	2012 24	1985 1/25
	倶知安	値 (℃)	-35.7	-28.7	-28.8	-18.6	-4.8	0.1	4.6	4.8	-1.3	-8.9	-22.0	-27.0	-35.7
		起年日	1945 27	1944 12	1957 2	1978 1	1955 3	1973 3	1951 5	1971 19	1964 28	1964 25	1962 27	1953 7	1945 1/27
	美国	値 (℃)	-17.1	-17.8	-13.6	-8.0	-2.5	1.6	5.9	9.1	2.3	-2.7	-9.7	-13.8	-17.8
		起年日	1985 25	1978 17	2001 10	1979 5	1980 7	1983 2	2004 2	2004 26	2013 27	1996 31	1998 21	1984 24	1978 2/17

注：「極値」はある期間に観測された値の最大値(最高値)または最小値(最低値)、「起年日」は極値が発現した日。

「」は、統計を行う対象資料が許容範囲を超えて欠けていることを示す。

統計期間は、寿都は1884年6月～2017年3月、倶知安は1944年1月～2017年3月、その他の地点は1977年10月～2017年3月。

(2) 日降水量の極値

統計期間：表下部に記載

要素 \ 月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年
寿都	値 (mm)	47.0	45.5	62.5	54.0	119.0	68.3	157.5	206.3	150.0	87.5	55.0	52.6	206.3
	起年日	2006 3	1972 14	2015 10	1947 21	1998 2	1886 28	1961 25	1962 3	2011 2	1991 15	1972 21	1925 2	1962 8/3
共和	値 (mm)	49.0	24.5	65.0	45.5	103.0	51.0	100.0	118.0	109.5	76.0	49.0	44.5	118.0
	起年日	1981 12	2009 13	2015 10	2013 7	1998 2	1998 20	2010 29	1981 23	2011 2	1979 19	1992 20	2010 3	1981 8/23
神恵内	値 (mm)	78.0	55.0	64.5	86.0	122.0	54.0	171.0	122.0	135.0	95.0	55.0	42.0	171.0
	起年日	1981 21	1994 22	2015 10	1998 13	1998 2	2009 30	2010 29	2012 20	2011 2	2006 8	1992 20	2016 23	2010 7/29
余市	値 (mm)	40.5	40.0	36.0	54.0	91.0	43.0	146.5	132.0	148.5	90.0	81.0	62.0	148.5
	起年日	2010 2	2004 22	1990 12	1998 13	1998 2	2004 30	2010 29	1997 5	2011 2	1979 19	1992 20	2005 11	2011 9/2
蘭越	値 (mm)	42.0	40.0	59.0	70.5	92.0	45.0	115.0	135.0	85.0	79.0	60.0	48.0	135.0
	起年日	1981 12	2004 22	2015 10	2013 7	1998 2	1978 12	1999 29	1981 23	1981 4	1979 19	2012 7	2010 3	1981 8/23
倶知安	値 (mm)	50.0	97.5	111.0	68.6	95.5	82.0	119.9	180.9	92.0	106.0	74.5	52.5	180.9
	起年日	1970 31	1972 14	2015 10	1966 16	1998 2	1981 28	1950 15	1962 3	1985 1	1979 19	1975 7	2012 4	1962 8/3
ニセコ	値 (mm)	26.0	15.5	76.0	37.0	27.0	40.5	61.5	59.5	82.0	40.5	62.5	43.0	82.0
	起年日	2017 27	2013 14	2015 10	2013 7	2012 4	2014 13	2011 16	2014 5	2011 6	2011 6	2012 7	2016 22	2011 9/6
赤井川	値 (mm)	41.0	48.0	58.0	63.0	131.0	49.0	71.5	114.0	115.5	91.0	72.0	47.0	131.0
	起年日	2007 7	1991 16	1990 12	1982 10	1998 2	1978 5	2014 27	1981 23	2011 2	1979 19	1992 20	2005 11	1998 5/2
美国	値 (mm)	44.0	52.0	78.0	75.0	113.0	50.0	165.0	124.0	177.0	107.0	116.0	59.0	177.0
	起年日	2005 21	2004 22	1998 20	1998 13	1998 2	1998 20	2010 29	1981 23	2011 2	1979 19	1992 20	1989 8	2011 9/2

注：統計期間は、寿都は1884年6月～2017年3月、神恵内は1977年10月～2017年3月、倶知安は1944年1月～2017年3月、ニセコは2010年3月～2017年3月、赤井川は1976年5月～2017年3月、その他の地点は1976年4月～2017年3月（ただし、共和は移転前の値を含む）。

(3) 積雪の深さの月最大値

統計期間：表下部に記載

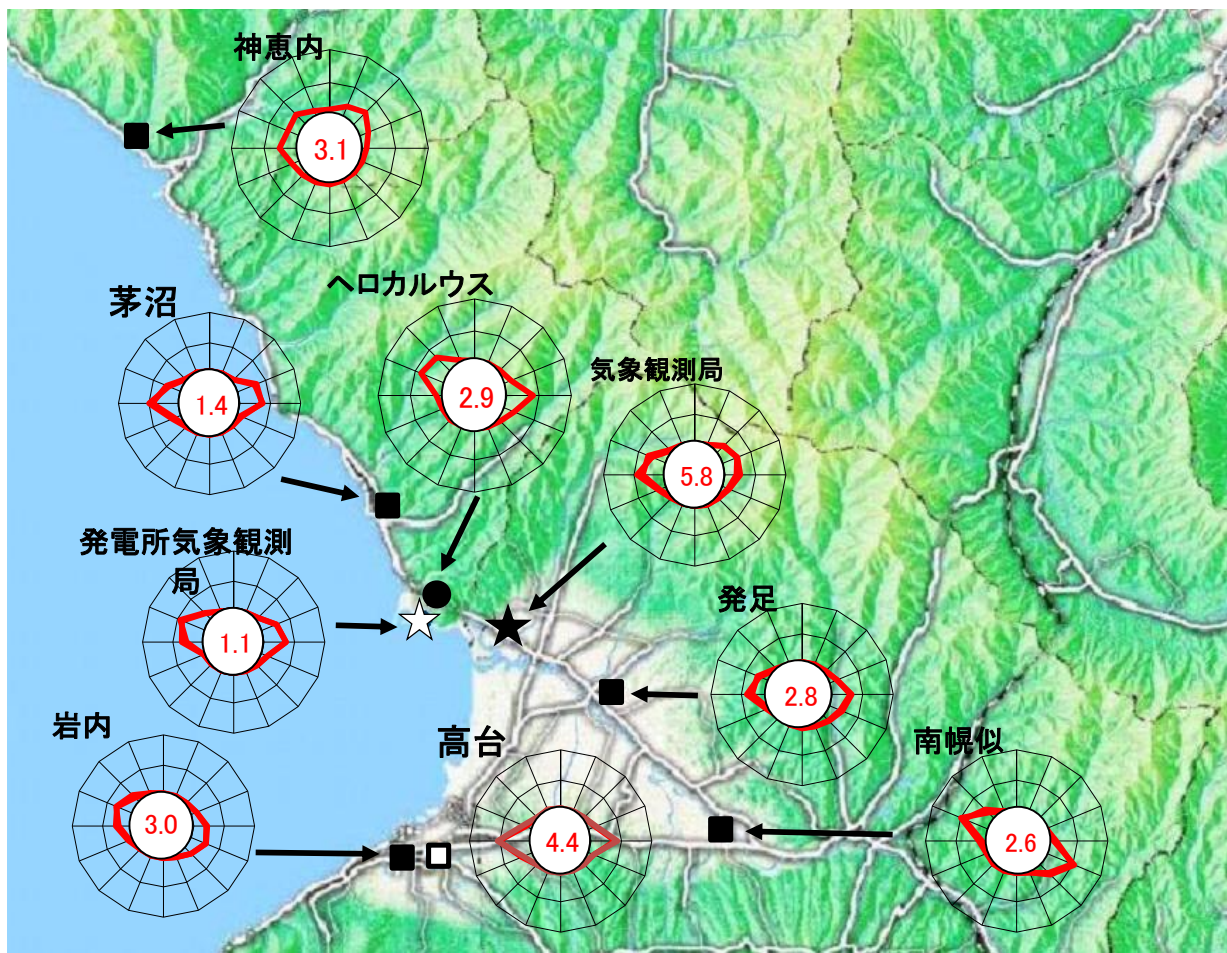
月 要素		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年
寿都	値 (cm)	170	180	189	106	—	—	—	—	—	8	55	165	189
	起年日	1922 31	1945 17	1945 17	1957 2						1912 22	1962 27	1892 17	1945 3/17
共和	値 (cm)	170	177	167	106	—	—	—	—	—	5	61	138	177
	起年日	1990 28	1991 17	1985 9	1985 1						1996 27	2002 22	1985 17	1991 2/17
余市	値 (cm)	169	196	173	120	2	—	—	—	—	3	64	133	196
	起年日	2006 19	2006 10	2005 4	2005 1	2011 2					1984 28	1998 21	2005 29	2006 2/10
蘭越	値 (cm)	179	200	188	132	—	—	—	—	—	3	40	148	200
	起年日	2006 22	1988 21	2005 3	1984 2						2004 27	1999 30	2005 30	1988 2/21
倶知安	値 (cm)	236	262	312	256	38	—	—	—	—	47	119	203	312
	起年日	1970 31	1970 23	1970 25	1970 1	1970 1					1950 26	1953 25	1956 24	1970 3/25
赤井川	値 (cm)	185	248	230	183	32	—	—	—	—	8	72	134	248
	起年日	2005 26	1991 17	2015 13	2005 1	2006 1					2010 27	1998 21	2005 29	1991 2/17

注：統計期間は、寿都は1884年6月～2017年3月、共和は1984年10月～2017年3月（移転前の値を含む）、
余市・蘭越は1981年10月～2017年3月、倶知安は1944年1月～2017年3月、赤井川は1988年10月～2017年3月。

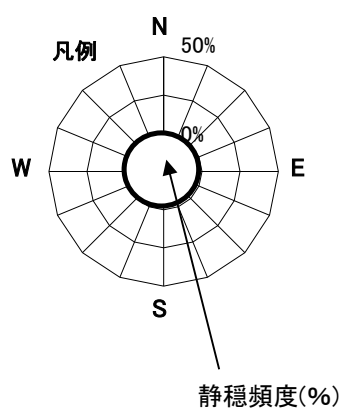
風 配 凶

1 泊発電所周辺風配図

平成30年度 道原子力環境センター調べ



この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。(承認番号 平29情使、第30号)

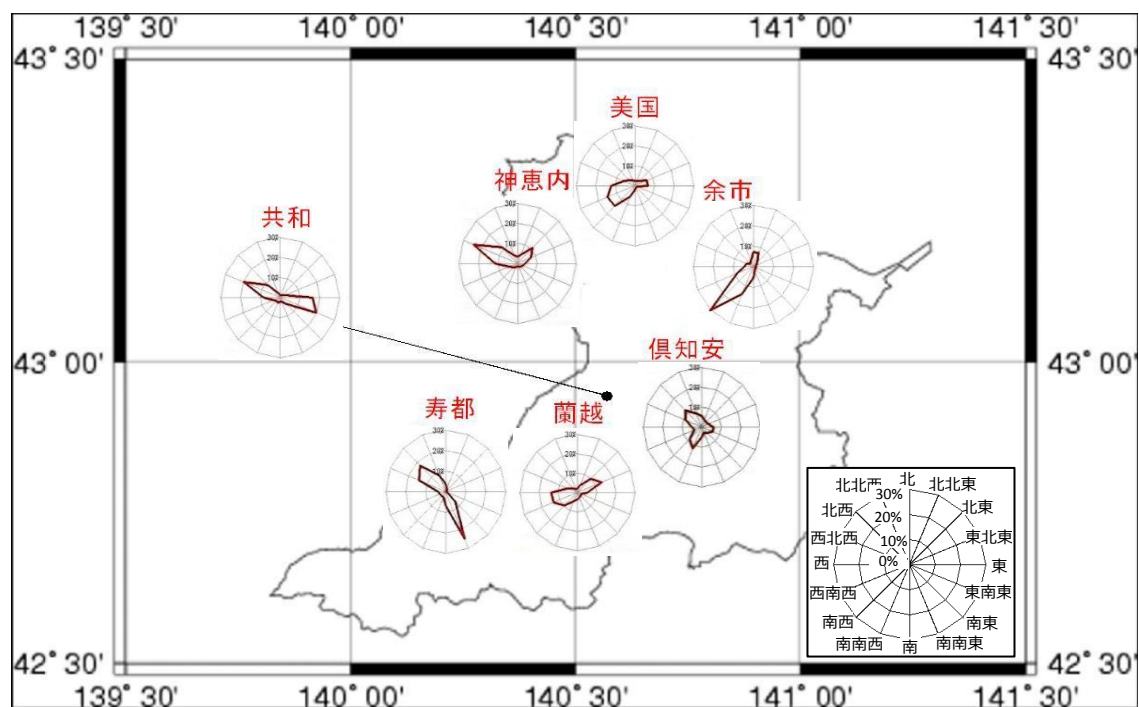


項 目	道	北電
モニタリングステーション	■	□
モニタリングポスト	●	
気象観測局	★	☆

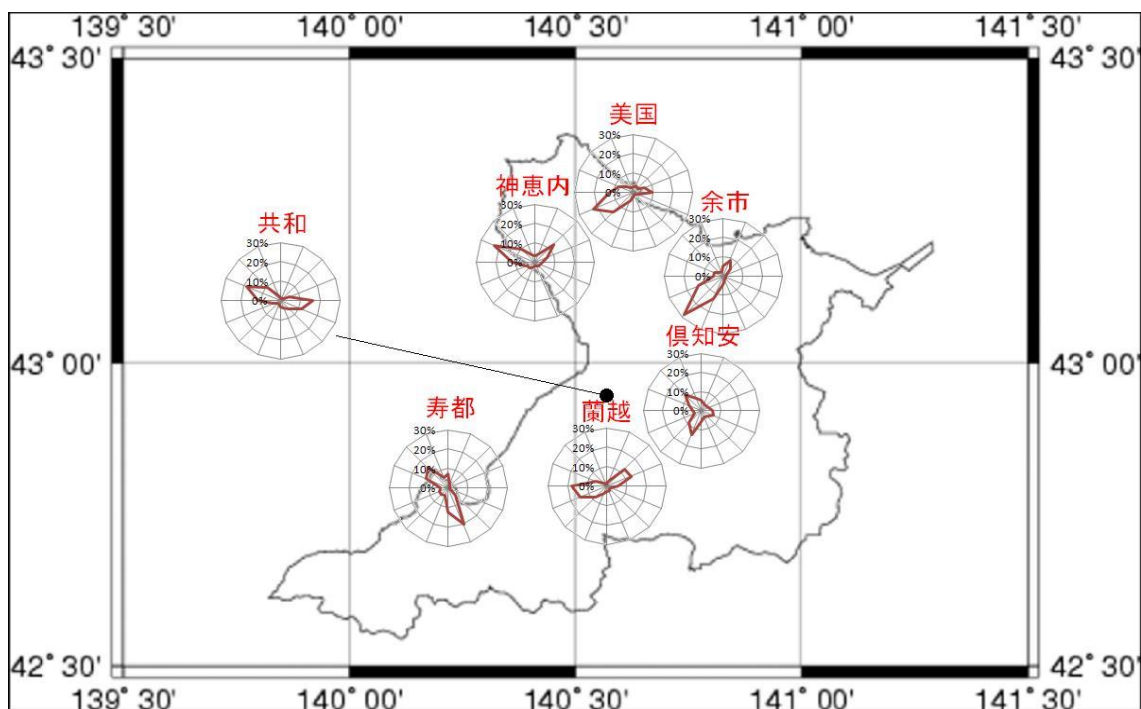
2 周辺風配図

札幌管区气象台調べ

(1) 年間風配図 (平成28年)



(2) 累年風配図 (昭和56年～平成22年)

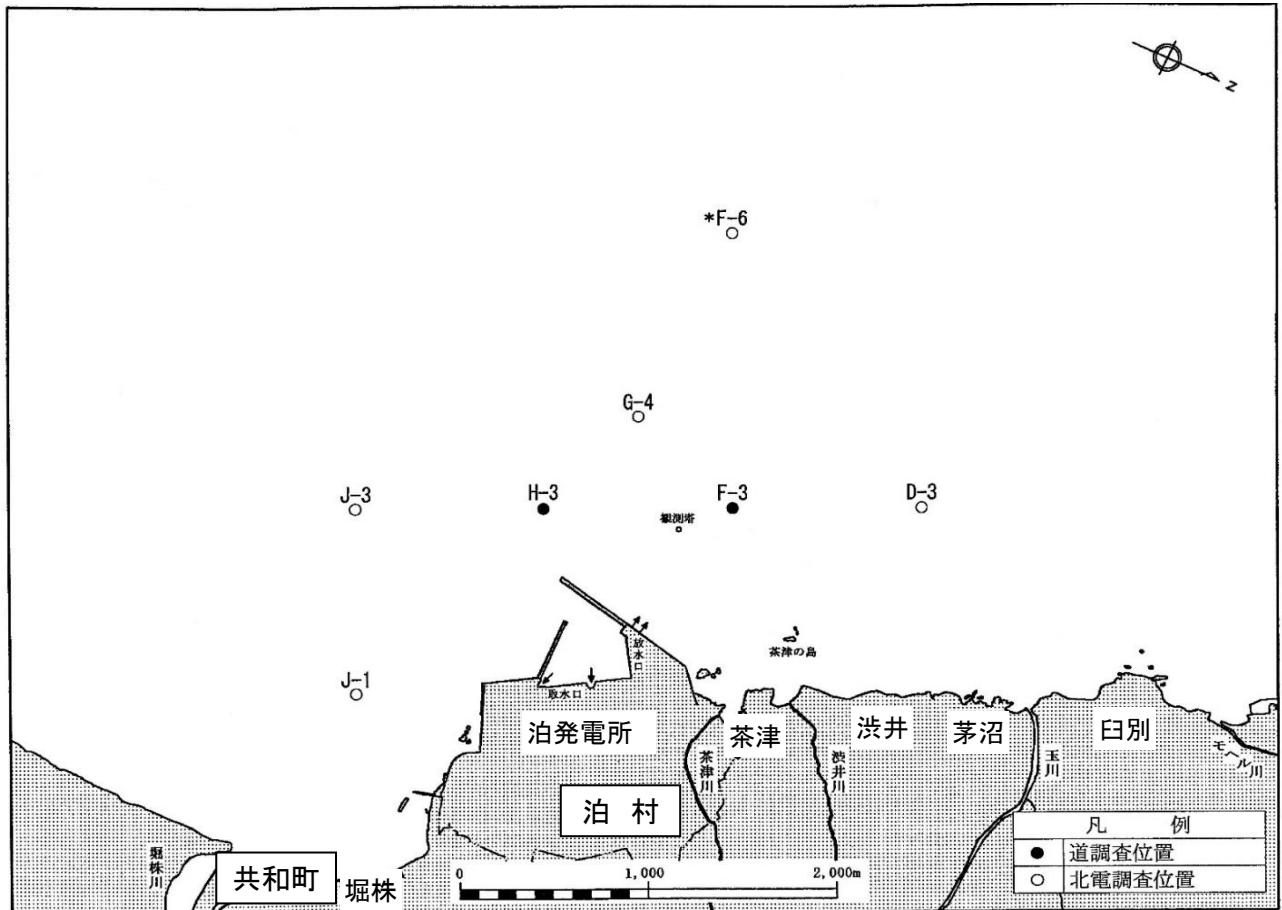


資料 2－8－29 泊発電所周辺海域の流向流速頻度分布

道原子力環境センター調べ

1 流向流速調査地点

平成28年度



*F-6地点は平成18年10月から測定開始

● F-3、 ● H-3 道

○ D-3、 ○ F-6 }
○ G-4、 ○ J-1 } 北電
○ J-3 }

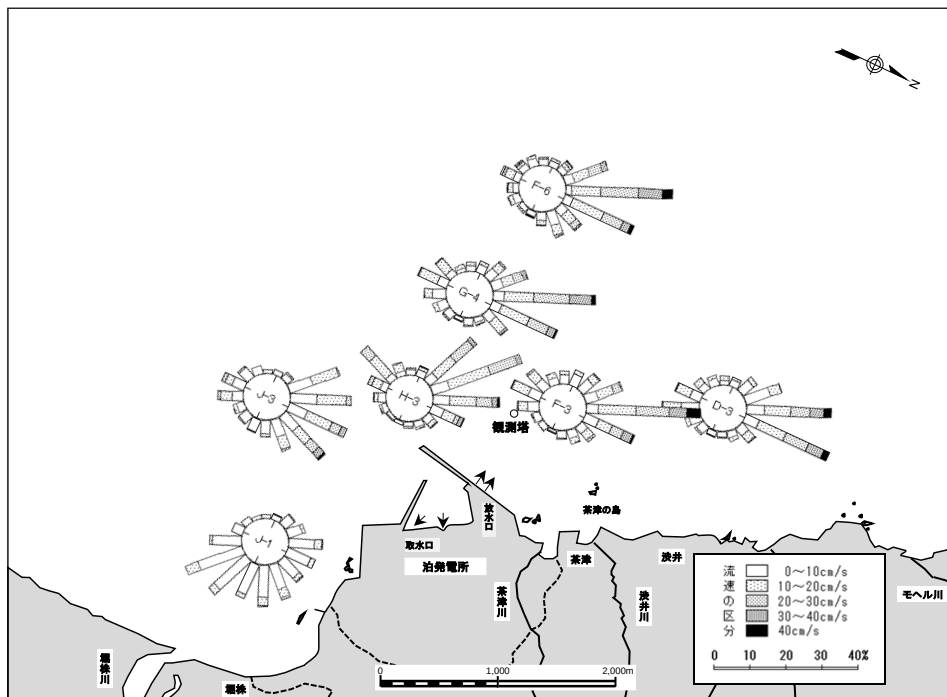
この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。(承認番号 平29情使、第30号)

2 流向流速頻度分布図

(1) 流向流速頻度分布図 (第1四半期)

調査年月日：平成28年5月1日～5月15日

調査深度：2m

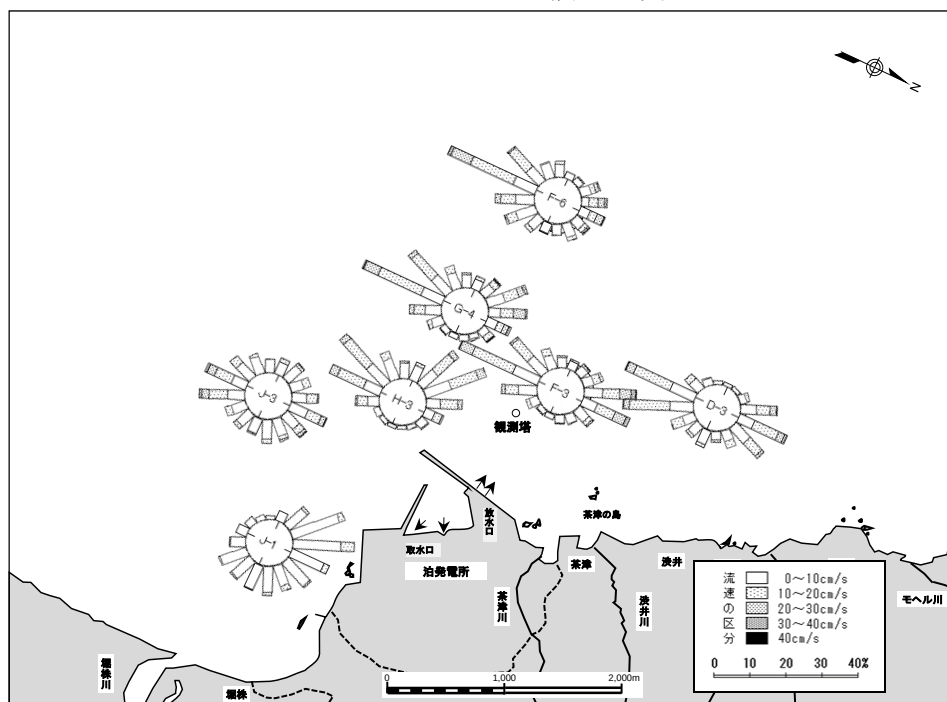


この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。(承認番号 平29情使、第30号)

(2) 流向流速頻度分布図 (第2四半期)

調査年月日：平成28年8月1日～8月15日

調査深度：2m

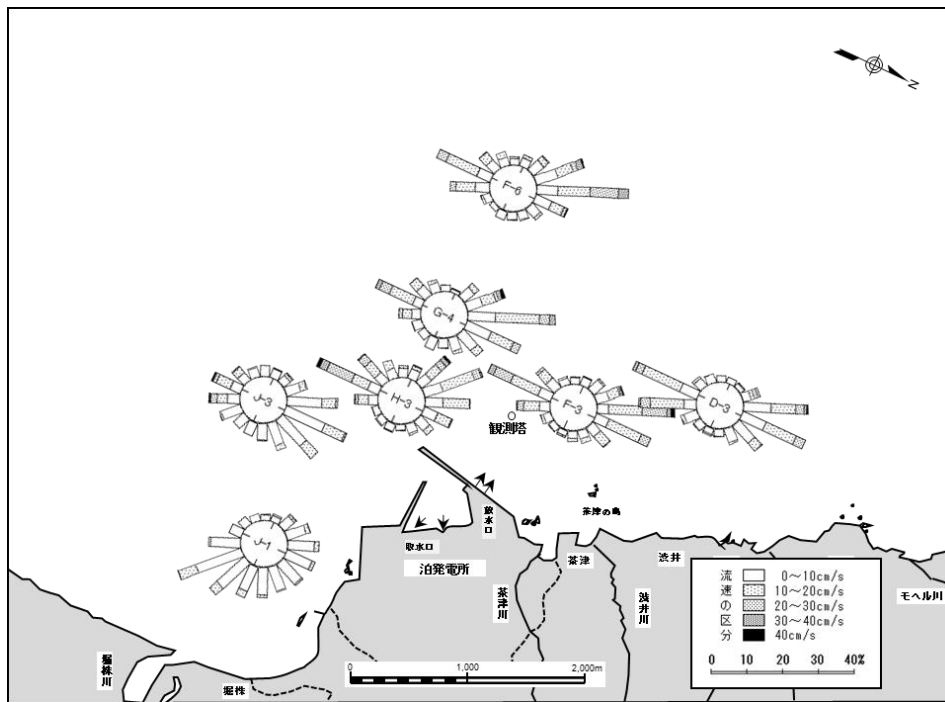


この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。(承認番号 平29情使、第30号)

(3) 流向流速頻度分布図 (第3四半期)

調査年月日：平成28年11月4日～11月18日

調査深度：2m

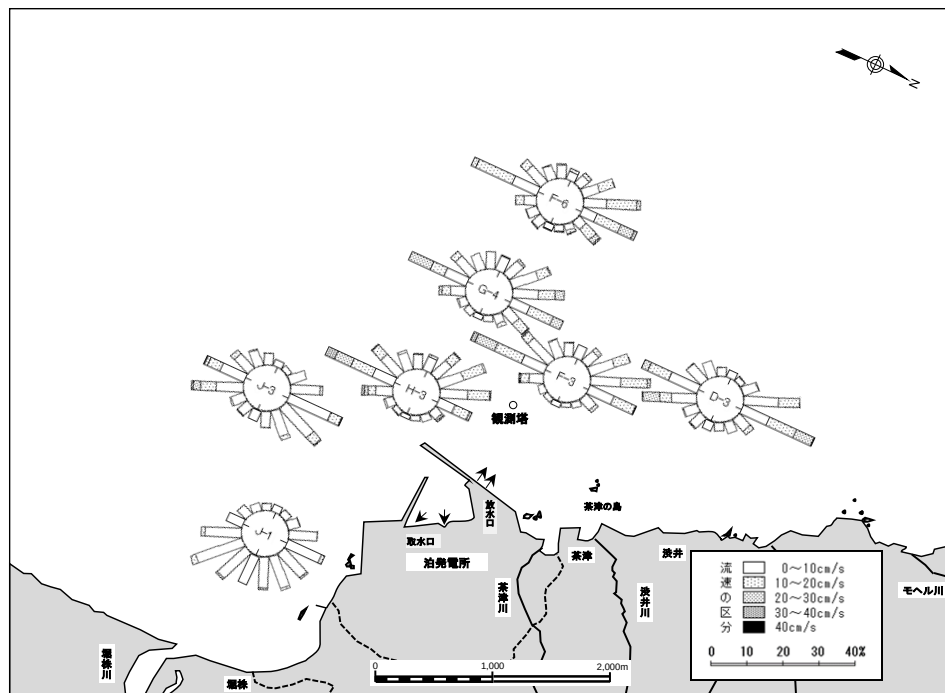


この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。(承認番号 平 29 情使、第 30 号)

(4) 流向流速頻度分布図 (第4四半期)

調査年月日：平成29年2月1日～2月15日

調査深度：2m



この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。(承認番号 平 29 情使、第 30 号)

資料3-1-1 泊発電所異常事態通報様式

警戒事象発生通報(第1報)

原子力規制委員会 殿		年 月 日
北海道電力株式会社 泊発電所 原子力防災管理者 通報者名 連絡先		
警戒事象の発生について、泊発電所原子力事業者防災業務計画に基づき通報します。		
原子力事業所の名称 及び場所	名称:北海道電力株式会社 泊発電所(事業区分:電気事業) 場所:北海道古宇郡泊村大字堀株村字山ノ上219番地1	
警戒事象の発生箇所	泊発電所_____号機	
警戒事象の発生時刻	年 月 日 時 分(24時間表示)	
発生した警戒事象の概要	警戒事象の種類	☐ (AL11)原子炉停止機能の異常のおそれ ☐ (AL21)原子炉冷却材の漏えい ☐ (AL24)蒸気発生器給水機能喪失のおそれ ☐ (AL25)全交流電源喪失のおそれ ☐ (AL26)全交流電源喪失のおそれ(旧基準炉) ☐ (AL29)停止中の原子炉冷却機能の一部喪失 ☐ (AL30)使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ ☐ (AL42)単一障壁の喪失又は喪失可能性 ☐ (AL51)原子炉制御室他の機能喪失のおそれ ☐ (AL52)所内外通信連絡機能の一部喪失 ☐ (AL53)重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ ☐ 外的事象による影響(☐ 地震、 ☐ 津波、 ☐ 設計基準超過、 ☐ 委員長判断) ☐ 重要な故障等(オンサイト統括補佐判断)
	想定される原因	故障、誤操作、漏えい、火災、爆発、地震、調査中 その他(_____)
	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状態等	原子炉の運転状態 発生前(運転中、起動操作中、停止操作中、停止中) 発生後(状態継続、停止操作中、停止、停止失敗) ECCS系 作動無し、作動有り(自動、手動)、作動失敗 排気筒 主排気筒モニタの指示値 変化無し、変化有り(_____cpm→_____cpm) 非常用排気筒モニタの指示値 変化無し、変化有り(_____cpm→_____cpm) モニタリングポストの指示値 変化無し、変化有り(最大値:_____nGy/h→_____nGy/h) 放水口ポストの指示値 変化無し、変化有り(_____cpm→_____cpm) その他 _____ _____ _____
その他警戒事象の把握に参考となる情報	_____ _____ _____	

特定事象発生通報(第1報)

(原子炉施設)

____年____月____日

内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿

北海道電力株式会社 泊発電所 原子力防災管理者

第 1 0 条 通 報

通報者名

連絡先

特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第10条第1項の規定に基づき通報します。

原子力事業所の名称及び場所	名称：北海道電力株式会社 泊発電所（事業区分：電気事業） 場所：北海道古宇郡泊村大字堀株村字山ノ上219番地1	
特定事象の発生箇所	泊発電所 ____号機	
特定事象の発生時刻	____年 ____月 ____日 ____時 ____分（24時間表示）	
発生した特定事象の概要	原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく基準 ☐ (SE01) 敷地境界付近の放射線量の上昇 ☐ (SE04) 火災爆発等による管理区域外での放射線の放出 ☐ (SE05) 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出 ☐ (SE06) 施設内(原子炉外) 臨界事故のおそれ ☐ (SE21) 原子炉冷却材漏えいによる非常用炉心冷却装置作動 ☐ (SE24) 蒸気発生器給水機能の喪失 ☐ (SE25) 全交流電源の30分以上喪失、 ☐ (SE26) 全交流電源の5分以上喪失(旧基準炉) ☐ (SE27) 直流電源の部分喪失、 ☐ (SE29) 停止中の原子炉冷却機能の喪失 ☐ (SE30) 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失、 ☐ (SE41) 格納容器健全性喪失のおそれ ☐ (SE42) 2つの障壁の喪失又は喪失可能性、 ☐ (SE43) 原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用 ☐ (SE51) 原子炉制御室の一部の機能喪失・警報喪失 ☐ (SE52) 所内外通信連絡機能の全て喪失 ☐ (SE53) 火災・溢水による安全機能の一部喪失 ☐ (SE55) 防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生	
	特定事象の種類	原子力災害対策特別措置法第15条第1項に基づく基準 ☐ (GE01) 敷地境界付近の放射線量の上昇 ☐ (GE02[SE02]) 通常放出経路での気体放射性物質の放出 ☐ (GE03[SE03]) 通常放出経路での液体放射性物質の放出 ☐ (GE04) 火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出 ☐ (GE05) 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出 ☐ (GE06) 施設内(原子炉外)での臨界事故、 ☐ (GE11) 原子炉停止の失敗又は停止確認不能 ☐ (GE21) 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能 ☐ (GE24) 蒸気発生器給水機能喪失後の非常用炉心冷却装置注水不能 ☐ (GE25) 全交流電源の1時間以上喪失、 ☐ (GE26) 全交流電源の30分以上喪失(旧基準炉) ☐ (GE27) 全直流電源の5分以上喪失、 ☐ (GE28) 炉心損傷の検出 ☐ (GE29) 停止中の原子炉冷却機能の完全喪失 ☐ (GE30) 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出 ☐ (GE41) 格納容器圧力の異常上昇 ☐ (GE42) 2つの障壁喪失及び1つの障壁の喪失又は喪失可能性 ☐ (GE51) 原子炉制御室の機能喪失・警報喪失 ☐ (GE55) 住民の避難を開始する必要がある事象発生
	想定される原因	故障、誤操作、漏えい、火災、爆発、地震、調査中 その他(_____)
検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状態等	原子炉の運転状態 発生前(運転中、起動操作中、停止操作中、停止中) 発生後(状態継続、停止操作中、停止、停止失敗) ECCS系 作動無し、作動有り(自動、手動)、作動失敗 排気筒 主排気筒モニタの指示値 変化無し、変化有り(_____cpm→_____cpm) 非常用排気筒モニタの指示値 変化無し、変化有り(_____cpm→_____cpm) モニタリングポストの指示値 変化無し、変化有り(最大値:_____nGy/h→_____nGy/h) 放水口ポストの指示値 変化無し、変化有り(_____cpm→_____cpm) その他 _____	
その他特定事象の把握に参考となる情報	_____ _____	

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

特定事象発生通報(第1報)

(事業所外運搬)

____年____月____日	
内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、都道府県知事、市町村長 殿	
北海道電力株式会社 泊発電所 原子力防災管理者	
第 1 0 条 通 報	通報者名 連 絡 先
事業所外運搬に係る特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第10条第1項の規定に基づき通報します。	
原子力事業所の名称及び場所	名称:北海道電力株式会社 泊発電所(事業区分:電気事業) 場所:北海道古宇郡泊村大字堀株村字山ノ上219番地1
特定事象の発生箇所	
特定事象の発生時刻	年 月 日 時 分(24時間表示)
発生した特定事象の概要	特定事象の種類
	想定される原因
	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状態等
	その他特定事象の把握に参考となる情報

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

警戒事象発生通報後の状況報告（第 報）

年 月 日

原子力規制委員会 殿

北海道電力株式会社 泊発電所 原子力防災管理者
通報者名
連 絡 先

泊発電所原子力事業者防災業務計画に基づき、警戒事象発生通報後の状況を報告します。

[illegible]

応急処置の概要

(原子炉施設)

内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿

第 2 5 条 報告

原子力災害対策特別措置法第 2 5 条第 2 項に基づき、応急措置の概要を以下のとおり報告します。

発信日時	年 月 日 時 分	送信者	北海道電力(株)泊発電所 原子力防災管理者：
------	-----------	-----	---------------------------

1. 特定事象件名 : _____

2. 特定事象の発生箇所 : 泊発電所 第_____号機

3. 特定事象の発生時刻 : _____年 月 日 時 分

4. 発生事象と対応の概要 (注 1)

5. その他の事項の概要 (注 2)

(注 1) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置他の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注 2) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

備考 記載する時刻は、2 4 時間表示とする。

応急処置の概要

(原子炉施設)

(泊発電所 第__号機)

6. プラントの状況

現在の状況 確認時刻 (月 日 時 分)	原子炉出力 (中性子束)	%	1次冷却材圧力	Mpa(gage)
	加圧器水位	%	原子炉水位	%
	格納容器圧力	kPa(gage)	炉心出口温度 (最高値)	℃
	外部電源受電	有・無	非常用 交流発電機受電	有・無・不要
	蒸気発生器 による冷却	有・無・不要	原子炉容器注水	有・無・不要
	格納容器内水素 濃度(ドライ値)	Vol%	格納容器注水	有・無・不要
原子力施設の状態予測 (放出の見通し等)		・炉心損傷(有・無) ・格納容器最高使用圧力(未満・超過・2倍超過) ・放出開始予想時刻(月 日 : 頃 ・ 無) ・その他		

7. モニタ・気象情報 確認時刻 月 日 時 分

排気筒ガスモニタ		主排気筒		cpm		非常用排気筒		cpm	
モニタリング ポスト・ステ ーション	名称	EPO-1	EPO-2	EPO-3	EPO-4	EMS-1	EPO-5	EPO-6	EPO-7
	μSv/h								
気象情報		天候				風向			
		風速		m/s		大気安定度			

8. 放射性物質の放出状況(放出中の場合に記載)

放出状況 評価時刻 (月 日 時 分)	放出開始時刻		放出停止時刻	
	放出箇所		放出高さ (地上高)	m
	放出実績評価	評価時点の放出率		評価時刻までの放出量
	希ガス	Bq/h		Bq
	ヨウ素	Bq/h		Bq
	その他(核種)	Bq/h		Bq

9. その他

応急処置の概要

(事業所外運搬)

内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、都道府県知事、市町村長 殿

第 2 5 条 報 告

原子力災害対策特別措置法第 2 5 条第 2 項に基づき、応急措置の概要を以下のとおり報告します。

発信日時	年 月 日 時 分	送信者	北海道電力(株) 泊発電所 原子力防災管理者：
------	-----------	-----	----------------------------

1. 特定事案件名 : _____

2. 特定事象の発生箇所 : _____ 都道府県 _____ 市町村 _____
 _____ (海上の場合；沖合 _____ km)

3. 特定事象の発生時刻 : _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分

4. 発生事象と対応の概要（注 1）

5. その他の事項の概要（注 2）

（注 1） 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置他の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

（注 2） 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

備考 記載する時刻は、24 時間表示とする。

気象・海象状況等

This image shows a blank sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and extend across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

原災法第 15 条第 1 項の基準に達したときの報告様式

(原子炉施設)

内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿

第 15 条報告

原子力災害対策特別措置法第 25 条第 2 項に基づき、応急措置の概要（同法第 15 条第 1 項に係る原子力緊急事態事象の発生）を以下のとおり報告します。

発信日時	年 月 日 時 分	送信者	北海道電力(株)泊発電所 原子力防災管理者：
------	-----------	-----	---------------------------

1. 特定事案件名 : _____

2. 特定事象の発生箇所 : 泊発電所 第_____号機

3. 特定事象の発生時刻 : _____ 年 月 日 時 分

4. 報告する内容

☐ (GE01) 敷地境界付近の放射線量の上昇、	☐ (GE02) 通常放出経路での気体放射性物質の放出
☐ (GE03) 通常放出経路での液体放射性物質の放出、	☐ (GE04) 火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出
☐ (GE05) 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出	
☐ (GE06) 施設内(原子炉外)での臨界事故、	☐ (GE11) 原子炉停止の失敗又は停止確認不能
☐ (GE21) 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能	
☐ (GE24) 蒸気発生器給水機能喪失後の非常用炉心冷却装置注水不能	
☐ (GE25) 全交流電源の 1 時間以上喪失、	☐ (GE26) 全交流電源の 30 分以上喪失(旧基準炉)
☐ (GE27) 全直流電源の 5 分以上喪失、	☐ (GE28) 炉心損傷の検出
☐ (GE29) 停止中の原子炉冷却機能の完全喪失、	☐ (GE30) 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出
☐ (GE41) 格納容器圧力の異常上昇、	☐ (GE42) 2 つの障壁喪失及び 1 つの障壁の喪失又は喪失可能性
☐ (GE51) 原子炉制御室の機能喪失・警報喪失、	☐ (GE55) 住民の避難を開始する必要がある事象発生

5. 発生事象と対応の概要（注 1）

6. その他の事項の概要（注 2）

（注 1） 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置他の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

（注 2） 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

備考 記載する時刻は、24 時間表示とする。

原災法第 15 条第 1 項の基準に達したときの報告様式

(原子炉施設)

(泊発電所 第__号機)

7. プラントの状況

現在の状況 確認時刻 (月 日 時 分)	原子炉出力 (中性子束)	%	1 次冷却材圧力	Mpa (gage)
	加圧器水位	%	原子炉水位	%
	格納容器圧力	kPa (gage)	炉心出口温度 (最高値)	℃
	外部電源受電	有・無	非常用 交流発電機受電	有・無・不要
	蒸気発生器での 冷却	有・無・不要	原子炉容器注水	有・無・不要
	格納容器内水素 濃度 (ドライ値)	Vol%	格納容器注水	有・無・不要
原子力施設の状態予 測 (放出の見通し等)	・炉心損傷 (有・無) ・格納容器最高使用圧力 (未満・超過・2 倍超過) ・放出開始予想時刻 (月 日 : 頃 ・ 無) ・その他			

8. モニタ・気象情報 確認時刻 月 日 時 分

排気筒ガスモニタ		主排気筒		cpm		非常用排気筒		cpm	
モニタリン グポスト・ス テーション	名称	EPO-1	EPO-2	EPO-3	EPO-4	EMS-1	EPO-5	EPO-6	EPO-7
	μ Sv/h								
気象情報		天候				風向			
		風速		m/ s		大気安定度			

9. 放射性物質の放出状況 (放出中の場合に記載)

放出状況 評価時刻 (月 日 時 分)	放出開始時刻		放出停止時刻	
	放出箇所		放出高さ (地上高)	m
	放出実績評価	評価時点の放出率		評価時刻までの放出量
	希ガス	Bq/h		Bq
	ヨウ素	Bq/h		Bq
	その他 (核種)	Bq/h		Bq

10. その他

原災法第 15 条第 1 項の基準に達したときの報告様式

(事業所外運搬)

内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、都道府県知事、市町村長 殿

第 15 条報告

原子力災害対策特別措置法第 25 条第 2 項に基づき、応急措置の概要（同法第 15 条第 1 項に係る原子力緊急事態事象の発生）を以下のとおり報告します。

発信日時	年 月 日 時 分	送信者	北海道電力(株)泊発電所 原子力防災管理者：
------	-----------	-----	---------------------------

1. 特定事案件名 : _____

2. 特定事象の発生箇所 : _____ 都道府県 _____ 市町村 _____
 _____ (海上の場合；沖合 _____ km)

3. 特定事象の発生時刻 : _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分

4. 報告する内容

- ☐ (XGE61) 事業所外運搬での放射線量率の異常上昇
☐ (XGE62) 事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい

5. 発生事象と対応の概要（注 1）

6. その他の事項の概要（注 2）

（注 1） 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置他の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

（注 2） 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

備考 記載する時刻は、24 時間表示とする。

原災法第15条第1項の基準に達したときの報告様式

(事業所外運搬)

7. 輸送容器の状況

特定事象発生時の状況	輸送物		使用容器	
	出発地		到着予定地	
	輸送手段			
現在の状況 (月 日 時 分)	火災の有無	有・無	爆発の有無	有・無
	漏えいの有無	有・無		
	特記事項			

8. 放射線の状況

放射線量 (月 日 時 分)	距離・場所							
	nSv/h μSv/h							

9. 放射性物質の放出状況（放出中の場合は記載）

放出状況 (月 日 時 分)	放出、漏えい 開始時刻	日 : 頃	放出、漏えい 停止時刻	日 : 頃
	放出、漏えい箇所			

10. その他

気象・海象状況等

[illegible]

参考 1 警戒事象、原災法第 10 条第 1 項及び原災法第 15 条第 1 項に該当する事象の整理表

EAL No.	警戒事象	EAL No.	原災法第 10 条第 1 項	EAL No.	原災法第 15 条第 1 項
—	—	SE01	敷地境界付近の放射線量の上昇	GE01	敷地境界付近の放射線量の上昇
—	—	SE02	通常放出経路での気体放射性物質の放出	GE02	通常放出経路での気体放射性物質の放出
—	—	SE03	通常放出経路での液体放射性物質の放出	GE03	通常放出経路での液体放射性物質の放出
—	—	SE04	火災爆発等による管理区域外での放射線の放出	GE04	火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出
—	—	SE05	火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出	GE05	火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出
—	—	SE06	施設内(原子炉外)臨界事故のおそれ	GE06	施設内(原子炉外)での臨界事故
AL11	原子炉停止機能の異常のおそれ	—	—	GE11	原子炉停止の失敗又は停止確認不能
AL21	原子炉冷却材の漏えい	SE21	原子炉冷却材漏えいによる非常用炉心冷却装置作動	GE21	原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能
AL24	蒸気発生器給水機能喪失のおそれ	SE24	蒸気発生器給水機能の喪失	GE24	蒸気発生器給水機能喪失後の非常用炉心冷却装置注水不能
AL25	全交流電源喪失のおそれ	SE25	全交流電源の 30 分以上喪失	GE25	全交流電源の 1 時間以上喪失
AL26	全交流電源喪失のおそれ(旧基準炉)	SE26	全交流電源の 5 分以上喪失(旧基準炉)	GE26	全交流電源の 30 分以上喪失(旧基準炉)
—	—	SE27	直流電源の部分喪失	GE27	全直流電源の 5 分以上喪失
—	—	—	—	GE28	炉心損傷の検出
AL29	停止中の原子炉冷却機能の一部喪失	SE29	停止中の原子炉冷却機能の喪失	GE29	停止中の原子炉冷却機能の完全喪失
AL30	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ	SE30	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失	GE30	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出
—	—	SE41	格納容器健全性喪失のおそれ	GE41	格納容器圧力の異常上昇
AL42	単一障壁の喪失又は喪失可能性	SE42	2 つの障壁の喪失又は喪失可能性	GE42	2 つの障壁喪失及び 1 つの障壁の喪失又は喪失可能性
—	—	SE43	原子炉格納容器圧力逃し装置の使用	—	—
AL51	原子炉制御室他の機能喪失のおそれ	SE51	原子炉制御室の一部の機能喪失・警報喪失	GE51	原子炉制御室の機能喪失・警報喪失
AL52	所内外通信連絡機能の一部喪失	SE52	所内外通信連絡機能の全て喪失	—	—
AL53	重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ	SE53	火災・溢水による安全機能の一部喪失	—	—
—	外的事象による影響(地震)	SE55	防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生	GE55	住民の避難を開始する必要がある事象発生
—	外的事象による影響(津波)	—	—	—	—
—	重要な故障等(オンサイト統括補佐判断)	—	—	—	—
—	外的事象による影響(設計基準超過)	—	—	—	—
—	外的事象による影響(委員長判断)	—	—	—	—
—	—	XSE61	事業所外運搬での放射線量率の上昇	XGE61	事業所外運搬での放射線量率の異常上昇
—	—	XSE62	事業所外運搬での放射性物質漏えい	XGE62	事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい

EAL No. はBWR及びPWR共通のため、BWR特有事象で使用する番号は、欠番となる。

資料 3－1－2 原子力災害対策指針に定める警戒事態を判断する通報基準

別表 2－1－1 警戒事象（原子力災害対策指針に定める警戒事態を判断する通報基準）（1／2）

通 報 基 準
<u>原子炉停止機能の異常のおそれ（AL 1 1）</u> 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1 チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと。 （原子力災害対策指針表 2（以下、「指針表 2」という。） 警戒事態を判断する EAL ①）
<u>原子炉冷却材の漏えい（AL 2 1）</u> 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと。 （指針表 2 警戒事態を判断する EAL ②）
<u>蒸気発生器給水機能喪失のおそれ（AL 2 4）</u> 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失すること。 （指針表 2 警戒事態を判断する EAL ③）
<u>全交流電源喪失のおそれ（AL 2 5）</u> <u>全交流電源喪失のおそれ（旧基準炉）（AL 2 6）</u> 全ての非常用交流母線からの電気の供給が1 系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1 つの電源のみとなり、その状態が1 5 分以上継続すること、又は外部電源喪失が3 時間以上継続すること。 （指針表 2 警戒事態を判断する EAL ④）
<u>停止中の原子炉冷却機能の一部喪失（AL 2 9）</u> 原子炉の停止中に1 つの余熱除去ポンプの機能が喪失すること。 （指針表 2 警戒事態を判断する EAL ⑤）
<u>使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ（AL 3 0）</u> 使用済燃料ピットの水位が一定の水位まで低下すること。 （指針表 2 警戒事態を判断する EAL ⑥）
<u>単一障壁の喪失又は喪失可能性（AL 4 2）</u> 燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。 （指針表 2 警戒事態を判断する EAL ⑩）
<u>原子炉制御室他の機能喪失のおそれ（AL 5 1）</u> 中央制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。 （指針表 2 警戒事態を判断する EAL ⑦）
<u>所内外通信連絡機能の一部喪失（AL 5 2）</u> 泊発電所内の通信のための設備又は泊発電所内と泊発電所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。 （指針表 2 警戒事態を判断する EAL ⑧）
<u>重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ（AL 5 3）</u> 重要区域*において、火災又は溢水が発生し、安全機器等*の機能の一部が喪失するおそれがあること。 （指針表 2 警戒事態を判断する EAL ⑨） ※ 安全上重要な構築物、系統又は機器（以下「安全機器等」という。）を設置する区域であって、別表 2－1－5 に示すものをいう。

別表 2－1－1 警戒事象（原子力災害対策指針に定める警戒事態を判断する通報基準）（2／2）

通 報 基 準
<u>外的事象による影響（地震）</u> 後志総合振興局管内において、震度 6 弱以上の地震が発生した場合。 （指針表 2 警戒事態を判断する E A L ⑪）
<u>外的事象による影響（津波）</u> 泊発電所の前面海域において、大津波警報が発令された場合。 （指針表 2 警戒事態を判断する E A L ⑫）
<u>重要な故障等（オンサイト統括補佐判断）</u> オンサイト統括補佐が警戒を必要と認める泊発電所の重要な故障等が発生した場合。 （指針表 2 警戒事態を判断する E A L ⑬）
<u>外的事象による影響（設計基準超過）</u> 泊発電所において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象（竜巻、洪水、台風、火山等）が発生した場合（超えるおそれがある場合を含む）。 （指針表 2 警戒事態を判断する E A L ⑭）
<u>外的事象による影響（委員長判断）</u> その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。 （指針表 2 警戒事態を判断する E A L ⑮）

資料 3-1-3 安全上重要な構築物、系統又は機器一覧

別表 2-1-5 安全上重要な構築物、系統又は機器一覧 (1/2)

安全機器名	重要区域	1、2号機	3号機
原子炉トリップ遮断器盤	原子炉トリップ遮断器盤室	○	○
安全保護系	安全系継電器室	○	—
	安全系計装盤室	—	○
燃料取替用水タンク	燃料取替用水タンク室	○	—
燃料取替用水ピット	燃料取替用水ピット	—	○
蓄圧タンク	原子炉格納容器	○	○
高圧注入ポンプ	高圧注入ポンプ室	○	○
余熱除去ポンプ	余熱除去ポンプ室	○	○
余熱除去冷却器	余熱除去冷却器室	○	○
格納容器スプレイポンプ	格納容器スプレイポンプ室	○	○
格納容器スプレイ冷却器	格納容器スプレイ冷却器室	○	○
ほう酸ポンプ	ほう酸ポンプ室	○	○
ほう酸タンク	ほう酸タンク室	○	○
補助給水タンク	補助給水タンク設置場所	○	—
補助給水ピット	補助給水ピット	—	○
電動補助給水ポンプ	電動補助給水ポンプ室	○	○
タービン動補助給水ポンプ	タービン動補助給水ポンプ室	○	○
充てんポンプ	充てんポンプ室	○	○
原子炉補機冷却水ポンプ	原子炉補機冷却水ポンプ設置場所	○	○
原子炉補機冷却水冷却器	原子炉補機冷却水冷却器設置場所	○	○
原子炉補機冷却海水ポンプ	原子炉補機冷却海水ポンプ設置場所	○	○
制御用空気圧縮機	制御用空気圧縮機室	○	○
使用済燃料ピット	使用済燃料ピットエリア	○	○
使用済燃料ピットポンプ	使用済燃料ピットポンプ室	○	○
使用済燃料ピット冷却器	使用済燃料ピット冷却器室	○	○
ディーゼル発電機	ディーゼル発電機室、ディーゼル発電機制御盤室、燃料油サービスタンク室、燃料油貯油槽	○	—
	ディーゼル発電機建屋、ディーゼル発電機制御盤室、燃料油サービスタンク室、燃料油貯油槽	—	○
主蒸気逃がし弁／安全弁	主蒸気管室	○	○
所内非常用高圧母線	安全補機開閉器室	○	○
安全系蓄電池	安全系蓄電池室	○	○
安全系充電器	安全系充電器室	○	—
	安全補機開閉器室	—	○

別表 2－1－5 安全上重要な構築物、系統又は機器一覧（2／2）

安全機器名	重要区域	1、2号機	3号機
安全系予備充電器	安全系充電器室	○	－
予備充電器盤	常用系インバータ室	－	○
非常用直流母線	安全系原子炉コントロールセンタ室	○	－
	安全補機開閉器室	－	○
所内変圧器	所内変圧器設置場所	○	○
起動変圧器	起動変圧器設置場所	○	－
予備変圧器	予備変圧器設置場所	○	○
代替非常用発電機	代替非常用発電機設置場所	○	○
主盤	中央制御室	○	－
原子炉補助盤	中央制御室	○	－
運転コンソール	中央制御室	－	○
指令コンソール	中央制御室	－	○
保守コンソール	中央制御室	－	○
中央制御室外原子炉停止盤	中央制御室外原子炉停止盤室	○	○
換気空調系集中現場盤	中央制御室外原子炉停止盤室	○	○

資料 3－1－4 原災法第 10 条第 1 項に基づく通報基準

別表 2－1－2 原災法第 10 条第 1 項に基づく通報基準（1／3）

通報基準（施設敷地緊急事態に該当する事象）
<u>敷地境界付近の放射線量の上昇（SE01）</u> 原災法第 11 条第 1 項に該当する放射線測定設備の一つ又は二つ以上について 1 時間当たり $5\ \mu\text{Sv}$ を検出したとき。 ・ただし、落雷のときに検出された場合又は排気筒モニタ及びエリアモニタリング設備並びにこれらにより検出された数値に異常が認められない場合であって、1 時間当たり $5\ \mu\text{Sv}$ 以上となっている原因を直ちに原子力規制委員会に報告する場合は除く。 ・また、当該放射線測定設備の一つ又は二つ以上について、1 時間当たり $1\ \mu\text{Sv}$ 以上の放射線量を検出したときは、中性子線の放射線量とを合計する。 （指針表 2 施設敷地緊急事態を判断する EAL⑬）
<u>通常放出経路での気体放射性物質の放出（SE02）</u> 排気筒その他これらに類する場所において、敷地境界付近に達した場合におけるその放射能の水準が原子力規制委員会規則で定める基準（1 時間当たり $5\ \mu\text{Sv}$ に相当）以上の放射性物質を 10 分間以上継続して検出したとき。 （指針表 2 施設敷地緊急事態を判断する EAL⑬）
<u>通常放出経路での液体放射性物質の放出（SE03）</u> 放水口その他これらに類する場所において、敷地境界付近に達した場合におけるその放射能の水準が原子力規制委員会規則で定める基準（1 時間当たり $5\ \mu\text{Sv}$ に相当）以上の放射性物質を 10 分間以上継続して検出したとき。 （指針表 2 施設敷地緊急事態を判断する EAL⑬）
<u>火災爆発等による管理区域外での放射線の放出（SE04）</u> 火災、爆発等があり、管理区域外の場所において、排気筒等の通常放出場所以外の場所において次に掲げる放射線量を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 ・管理区域外の場所において、1 時間当たり $50\ \mu\text{Sv}$ 以上の放射線量を 10 分間以上継続して検出したとき。 （指針表 2 施設敷地緊急事態を判断する EAL⑬）
<u>火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出（SE05）</u> 火災、爆発等があり、管理区域外の場所において、排気筒等の通常放出場所以外の場所において次に掲げる放射性物質を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 ・管理区域外の場所において、空气中濃度限度の 50 倍（1 時間当たり $5\ \mu\text{Sv}$ に相当）以上の放射性物質を検出したとき。 （指針表 2 施設敷地緊急事態を判断する EAL⑬）
<u>施設内（原子炉外）臨界事故のおそれ（SE06）</u> 原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の本体の内部を除く。）において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態、その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い状態にあるとき。 （指針表 2 施設敷地緊急事態を判断する EAL⑭）
<u>原子炉冷却材漏えいによる非常用炉心冷却装置作動（SE21）</u> 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。 （指針表 2 施設敷地緊急事態を判断する EAL①）
<u>蒸気発生器給水機能の喪失（SE24）</u> 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失すること。 （指針表 2 施設敷地緊急事態を判断する EAL②）

別表 2－1－2 原災法第 10 条第 1 項に基づく通報基準（2／3）

通報基準（施設敷地緊急事態に該当する事象）

全交流電源の 30 分以上喪失（SE 25）

全交流電源の 5 分以上喪失（旧基準炉）（SE 26）

全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が 30 分以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第五十七条第一項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第七十二条第一項の基準に適合しない場合には、5 分以上）継続すること。

（指針表 2 施設敷地緊急事態を判断する EAL③）

直流電源の部分喪失（SE 27）

非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が 5 分以上継続すること。

（指針表 2 施設敷地緊急事態を判断する EAL④）

停止中の原子炉冷却機能の喪失（SE 29）

原子炉の停止中に全ての余熱除去ポンプの機能が喪失すること。

（指針表 2 施設敷地緊急事態を判断する EAL⑤）

使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失（SE 30）

使用済燃料ピットの水位を維持できないこと又は当該ピットの水位を維持できていないおそれがある場合において、当該ピットの水位を測定できないこと。

（指針表 2 施設敷地緊急事態を判断する EAL⑥）

格納容器健全性喪失のおそれ（SE 41）

原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。

（指針表 2 施設敷地緊急事態を判断する EAL⑩）

2 つの障壁の喪失又は喪失可能性（SE 42）

燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。

（指針表 2 施設敷地緊急事態を判断する EAL⑫）

原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用（SE 43）

炉心の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。

（指針表 2 施設敷地緊急事態を判断する EAL⑪）

別表 2－1－2 原災法第 10 条第 1 項に基づく通報基準（3／3）

通報基準（施設敷地緊急事態に該当する事象）
<u>原子炉制御室の一部の機能喪失・警報喪失（SE51）</u> 中央制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料ピットに異常が発生した場合において、中央制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。 （指針表 2 施設敷地緊急事態を判断する EAL⑦）
<u>所内外通信連絡機能の全て喪失（SE52）</u> 泊発電所内の通信のための設備又は泊発電所内と泊発電所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。 （指針表 2 施設敷地緊急事態を判断する EAL⑧）
<u>火災・溢水による安全機能の一部喪失（SE53）</u> 火災又は溢水が発生し、安全機器等*の機能の一部が喪失すること。 （指針表 2 施設敷地緊急事態を判断する EAL⑨） ※ 安全上重要な構築物、系統又は機器（以下「安全機器等」という。）を設置する区域であって、別表 2－1－5 に示すものをいう。
<u>防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生（SE55）</u> その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が泊発電所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、泊発電所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。 （指針表 2 施設敷地緊急事態を判断する EAL⑭）
<u>事業所外運搬での放射線量率の上昇（XSE61）</u> 火災、爆発等の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器において次に掲げる放射線量を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 ・事業所外運搬に使用する容器から 1 m 離れた地点で 100 μSv/h 以上の放射線量を検出したとき。 （事業所外運搬は原子力災害対策指針の対象外事象なため、施設敷地緊急事態には該当しない）
<u>事業所外運搬での放射性物質漏えい（XSE62）</u> 火災、爆発等の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器において次に掲げる放射性物質を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 ・事業所外運搬に使用する容器（L 型、IP-1 型を除く）からの放射性物質の漏えいがあったとき。 （事業所外運搬は原子力災害対策指針の対象外事象なため、施設敷地緊急事態には該当しない）

別表 2-1-3 原災法第 15 条第 1 項に基づく原子力緊急事態の判断基準（1 / 2）

判断基準（全面緊急事態に該当する事象）
<u>敷地境界付近の放射線量の上昇（GE01）</u> 原災法第 11 条第 1 項に該当する放射線測定設備の二つ以上について 1 時間当たり 5 μSv を検出するか又は一地点について 1 時間当たり 5 μSv を 10 分以上継続して検出したとき。 ただし、落雷のときに検出された場合又は排気筒モニタ及びエリアモニタリング設備並びにこれらにより検出された数値に異常が認められない場合であって、1 時間当たり 5 μSv 以上となっている原因を直ちに原子力規制委員会に報告する場合は除く。 （指針表 2 全面緊急事態を判断する EAL ⑫）
<u>通常放出経路での気体放射性物質の放出（GE02）</u> 排気筒その他これらに類する場所において、敷地境界付近に達した場合におけるその放射能の水準が原子力規制委員会規則で定める基準（1 時間当たり 5 μSv に相当）以上の放射性物質を 10 分間以上継続して検出したとき。 （指針表 2 全面緊急事態を判断する EAL ⑫）
<u>通常放出経路での液体放射性物質の放出（GE03）</u> 放水口その他これらに類する場所において、敷地境界付近に達した場合におけるその放射能の水準が原子力規制委員会規則で定める基準（1 時間当たり 5 μSv に相当）以上の放射性物質を 10 分間以上継続して検出したとき。 （指針表 2 全面緊急事態を判断する EAL ⑫）
<u>火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出（GE04）</u> 火災、爆発等があり、管理区域外の場所において、排気筒等の通常放出場所以外の場所において次に掲げる放射線量を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 管理区域外の場所において、1 時間当たり 5 mSv 以上の放射線量を 10 分間以上継続して検出したとき。 （指針表 2 全面緊急事態を判断する EAL ⑫）
<u>火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出（GE05）</u> 火災、爆発等があり、管理区域外の場所において、排気筒等の通常放出場所以外の場所において次に掲げる放射性物質を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 管理区域外の場所において、空气中濃度限度の 50 倍に 100 を乗じた濃度（1 時間当たり 500 μSv に相当）以上の放射性物質を検出したとき。 （指針表 2 全面緊急事態を判断する EAL ⑫）
<u>施設内（原子炉外）での臨界事故（GE06）</u> 原子炉運転等のための施設の内部（原子炉の本体の内部を除く。）において、核燃料物質が臨界状態（原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。）にあるとき。 （指針表 2 全面緊急事態を判断する EAL ⑬）
<u>原子炉停止の失敗又は停止確認不能（GE11）</u> 原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。 （指針表 2 全面緊急事態を判断する EAL ①）
<u>原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能（GE21）</u> 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。 （指針表 2 全面緊急事態を判断する EAL ②）
<u>蒸気発生器給水機能喪失後の非常用炉心冷却装置注水不能（GE24）</u> 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。 （指針表 2 全面緊急事態を判断する EAL ③）

別表 2－1－3 原災法第 15 条第 1 項に基づく原子力緊急事態の判断基準（2／2）

判断基準（全面緊急事態に該当する事象）
<u>全交流電源の 1 時間以上喪失（GE 2 5）</u> <u>全交流電源の 30 分以上喪失（旧基準炉）（GE 2 6）</u> 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が 1 時間以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第五十七条第一項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第七十二条第一項の基準に適合しない場合には、30 分以上）継続すること。 （指針表 2 全面緊急事態を判断する EAL⑤）
<u>全直流電源の 5 分以上喪失（GE 2 7）</u> 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が 5 分以上継続すること。 （指針表 2 全面緊急事態を判断する EAL⑥）
<u>炉心損傷の検出（GE 2 8）</u> 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の出口温度を検知すること。 （指針表 2 全面緊急事態を判断する EAL⑦）
<u>停止中の原子炉冷却機能の完全喪失（GE 2 9）</u> 蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取替用水タンク（1、2 号）／燃料取替用水ピット（3 号）からの注水ができないこと。 （指針表 2 全面緊急事態を判断する EAL⑧）
<u>使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出（GE 3 0）</u> 使用済燃料ピットの水位が照射済燃料集合体の頂部から上方 2 メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該ピットの水位を測定できないこと。 （指針表 2 全面緊急事態を判断する EAL⑨）
<u>格納容器圧力の異常上昇（GE 4 1）</u> 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。 （指針表 2 全面緊急事態を判断する EAL④）
<u>2 つの障壁喪失及び 1 つの障壁の喪失又は喪失可能性（GE 4 2）</u> 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。 （指針表 2 全面緊急事態を判断する EAL⑪）
<u>原子炉制御室の機能喪失・警報喪失（GE 5 1）</u> 中央制御室が使用できなくなることにより、中央制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、中央制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。 （指針表 2 全面緊急事態を判断する EAL⑩）
<u>住民の避難を開始する必要がある事象発生（GE 5 5）</u> その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で泊発電所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、泊発電所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。 （指針表 2 全面緊急事態を判断する EAL⑬）

事業所外運搬での放射線量率の異常上昇（X G E 6 1）

火災、爆発等の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器において次に掲げる放射線量を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。

- ・ 事業所外運搬に使用する容器から 1 m 離れた地点で 1 0 mSv/h 以上の放射線量を検出したとき。

（事業所外運搬は原子力災害対策指針の対象外事象なため、全面緊急事態には該当しない）

事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい（X G E 6 2）

火災、爆発等の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器において次に掲げる放射性物質を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。

- ・ 事業所外運搬の場合にあっては、当該運搬に使用する容器（I P 型を除く）から、放射性物質の種類に応じて A 2 値等の漏えいがあったとき。

（事業所外運搬は原子力災害対策指針の対象外事象なため、全面緊急事態には該当しない）

資料 3－2－1 古平町災害対策本部条例

昭和37年12月20日 条例第21号

改正 平成12年 3 月28日 条例第13号

平成24年 9 月26日 条例第14号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、古平町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部の設置)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第5条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

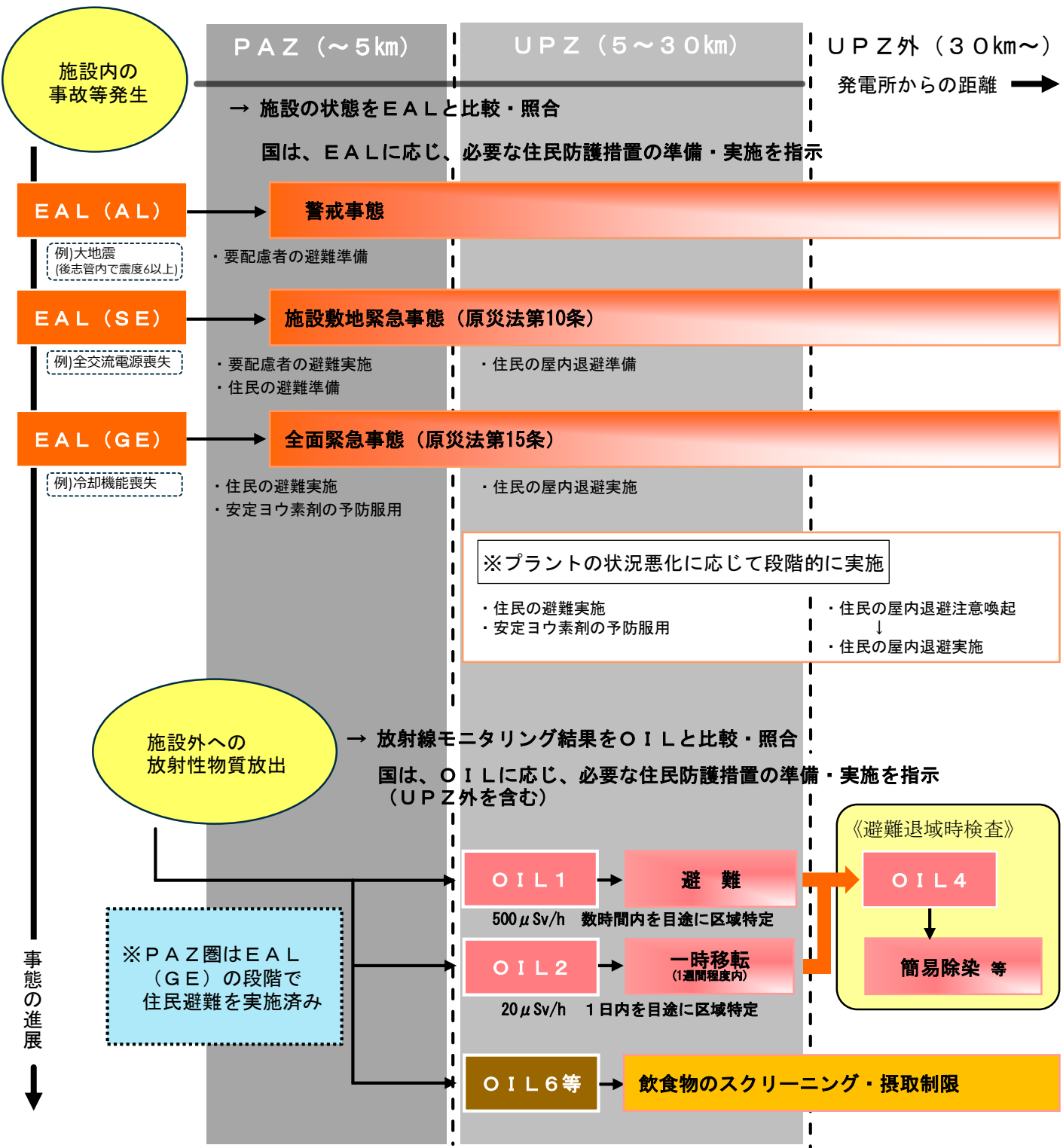
附 則（平成12年 3 月28日 条例第13号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年 9 月26日 条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。

資料 3－5－1 緊急時における防護措置の概要



EAL (Emergency Action Level)

発電所のプラント状態等に基づく緊急事態判断基準

緊急事態の初期対応段階を3つに区分。各区分に応じた防護措置を実施

※(AL)=Alert、(SE)=Site area Emergency、(GE)=General Emergency

OIL (Operational Intervention Level)

放射線量率等の実測値に基づく防護措置実施基準

防護措置の判断基準となる空間放射線量率等の各数値に該当した際に防護措置を実施

避難・・・空間放射線量率が高い又は高くなるおそれのある地点から速やかに離れるため緊急で実施

一時移転・・・緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率は低い地域であるが、一定期間（1週間程度）のうちに当該地域から離れるため実施

避難退域時検査・・・避難等される方の放射性物質の付着状況を検査し、避難所等への移動に問題がないことを確認するため実施

資料 3－5－2 避難先

1 PAZ

町村名	一時滞在場所	避難先 ※（ ）は受入可能人数
泊 村	札幌市：札幌市南区体育館	札幌市：アパホテル&リゾート＜札幌＞（3,065人）
共和町	留寿都村：ルスツリゾート	留寿都村：ルスツリゾート（4,488人） [一時滞在場所を兼ねる]

2 UPZ

町村名	一時滞在場所	避難先 ※（ ）は受入可能人数
岩内町	札幌市：北海きたえーる	札幌市：41施設（24,614人）
神恵内村	札幌市：ガトーキングダムサッポロ	札幌市：4施設（3,071人）
寿都町	札幌市：札幌市北区体育館	札幌市：9施設（4,352人）
蘭越町	札幌市：札幌コンベンションセンター	札幌市：10施設（6,143人）
ニセコ町	札幌市：札幌市白石区体育館	札幌市：12施設（6,996人）、北広島市：1施設（575人）
倶知安町	室蘭市：室蘭市文化センター	室蘭市：19施設（1,467人）
	登別市：登別市総合体育館	登別市：19施設（9,638人）
	苫小牧市：苫小牧市総合体育館	苫小牧市：14施設（2,886人）
	伊達市：大滝基幹集落センター	伊達市：3施設（2,536人）
	千歳市：支笏湖市民センターほか	千歳市：16施設（3,643人）
積丹町	札幌市：札幌市西区体育館	札幌市：4施設（4,189人）
古平町	小樽市：小樽市総合体育館	小樽市：32施設（6,139人）
仁木町	札幌市：札幌市手稲区体育館	札幌市：7施設（3,767人）
余市町	札幌市：札幌市スポーツ交流施設	札幌市：55施設（24,806人）
赤井川村	赤井川村：キロロリゾート	赤井川村：キロロリゾート（1,652人） [一時滞在場所を兼ねる]
（予備）	白老町：白老町中央公民館	白老町：14施設（1,069人）

資料 3－5－3 放射線防護施設一覧

平成29年4月1日現在

施設名	施設管理者	所在地	防護区画の 収容人数 (人)	用途
古平小学校	古平町	古平町浜町370	200	〃

資料3－5－4 関係町村職員・消防職(団)員数等

平成31年4月1日現在

町 村 名	町 村 職 員 数		消防職員（人）	消防団員（人）
		うち女子職員		
古平町	79	22	（古平支署15）	（古平消防団 69）

資料 3－7－1 緊急輸送車両状況

1 バス

平成31年4月1日現在 町村調べ

町村名	機 関 名	所 在 地	電話番号	輸送定員(人)	台数(台)	乗車可能 人員(人)	備 考
古 平 町	(有)大伸運輸	古平町浜町 2 7 2－1	0135-42-2752	14人×1台 27人×3台 33人×1台	3	128	
	古平町	古平町大字浜町 4 0 番地 4	0135-42-2181	29人×1台	1	29	
	小 計				4	157	

2 タクシー

平成31年3月31日現在 北海道運輸局調べ

町村名	事 業 所 名	所 在 地	電話番号	輸送定員(人)	台数(台)	乗車可能 人員(人)	備 考
古 平 町	小樽つばめ交通(株) 【古平営業所】	古平町大字新地町 5 番地	0135-42-2131	4	2	8	

3 トラック

平成31年4月1日現在 町村調べ

町村名	機 関 名	所 在 地	電話番号	台数(台)	備 考
古 平 町	(有)大伸運輸	古平町大字浜町 2 7 2 番地 1	0135-42-3575	9	
	丸水運輸(株)	古平町大字御崎町 6 6	0135-42-2856	9	
	横川建設工業 (株)	古平町港町 2 8 番地	0135-42-3297	6	
	小 計			24	

(4) 有償運送登録事業者一覧（後志総合振興局管内に限る）

平成29年3月31日現在

団 体 等 名	団 体 所 在 地	電 話 番 号	寝 台 車		車 い す 車		兼 用 車		回 転 シ ー ト 車		セ ダ ン 等		バ ス		計		備 考
社会福祉法人 古平福祉会	古平郡古平町大字歌楽町204番地	0135-42-4161			5	(2)	1		1		22	(5)			29	(7)	
社会福祉法人 古平町社会福祉協議会	古平郡古平町大字浜町711番地	0135-42-2833			1				1	(1)	2				4	(1)	

()は軽自動車で内数

※ 市町村運営有償運送（福祉車両を使用するものに限る）、過疎地有償運送（福祉車両を使用するものに限る）、福祉有償運送のいずれかの登録を受けている者についてのみ記載しています。

※ 自家用有償旅客運送の制度については北海道運輸局ホームページを参照。

<http://www.tb.mlit.go.jp/hokkaido/bunyabetsu/jidousya/yuusyou/index.html>

資料 4 - 6 - 1

被災地住民登録様式

第 号 被災地住民登録票	(ふりがな) 氏 名		性 別	男	女	
	職 業		生年月日	明 大 昭 平	年 月 日生	
	本 籍		年 齢		歳	
	住 所					
	災 害 発 生 時 の 場 所	(地名番地)				
		屋 内 (木 造 コ ン ク リ ー ト 石 造)		屋 外		
	災 害 発 生 直 後 の 行 動	災害現場からの距離 (km)				km
		0 分 ~ 1 0 分	1 0 分 ~ 2 0 分	2 0 分 ~ 3 0 分	3 0 分 ~ 1 時 間	
		屋内 屋外	屋内 屋外	屋内 屋外	屋内 屋外	
		1 時 間 ~ 1 時 間 3 0 分	1 時 間 3 0 分 ~ 2 時 間	2 時 間 ~ 2 時 間 3 0 分	2 時 間 3 0 分 ~ 3 時 間	
屋内 屋外		屋内 屋外	屋内 屋外	屋内 屋外		
		未 処 置		処 置 済		
平 成 年 月 日 町 村 名	被 ば く 程 度	皮 フ				
		衣 服				
		測定器・測定方法及び測定者				
除 染 ・ そ の 他 措 置 状 況	衣 服 A B		(携行 支給)			
	身 体 A B C D					
	医 療 措 置 A B C D E F					
被 ば く 当 時 の 急 性 症 状						
避 難 場 所 名		この登録票について 1 この登録票は将来の医療措置や損害補償の際に参考とするものですから大切に保存してください。 2 住所や氏名が変わったときにはすぐその旨を届出てください。 3 この登録票をなくしたり、使用できないときは再交付を申し出てください。 4 この登録票は他人に譲ったり、貸したりしてはなりません。				
避 難 期 間						
そ の 他 参 考 事 項						
発 行 年 月 日 平 成 年 月 日						
発 行 者 ㊞						
(除染その他措置状況欄記載上の注意)						
衣 服	A 更衣せず	B 更衣済				
身 体	A 無 処 理	B 水による洗浄				
	C 洗剤による洗浄					
	D 特殊洗剤による洗浄					
医 療 措 置	A 要 せ ず	B 薬品投与				
	C 一般検査	D 精密検査				
	E 治 療	F 特 殊				

沿 革

平成25年3月 策 定
平成27年3月 修 正
平成30年3月 修 正
令和2年 1月 修 正

**古平町地域防災計画
(原子力防災計画資料編)**

発 行

令和2年1月

発 行 人

古平町防災会議

(事務局)

古平町 総務課

問い合わせ先：情報防災係

電話：0135-42-2181

FAX：0135-42-3583

